

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公表（見える化要件）

令和6（2024）年6月の介護報酬改定により、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」が一本化され、「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

介護職員等処遇改善加算の算定要件

- 1 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること
 - 2 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
 - 3 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載を通じた見える化を行っていること
- 以上の要件に基づき、職場環境等改善に係る当会社の取り組みについて下記の通り公表いたします。

	職場環境要件	会社としての取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針・その実現のための施策・仕組みなどの明確化	運営規定・事業計画、介護職員人材育成指針等各指針で内容を明確化している
	職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職場魅力度向上の取組の実施	近隣の中学生の職場体験の受入れや地域行事へ参加を行っている
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	資格取得支援制度を導入し、受験料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保	現場主任・責任者等による面談を適時に行い、相談する機会を設けて行っている
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	子育て・介護等の家庭事情や職員の体調等に配慮し、日勤帯のみでの勤務や曜日・シフト限定正規職員制度の導入と活用を行っている
	有休休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている	リフレッシュ休暇、リフレッシュ休暇手当を導入し職員が取得しやすい環境を整えている
腰痛を含む心身の健康管理	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	機械浴導入による入浴介助での人員や業務の効率化とともに、業務における職員の腰痛対策等負担軽減を図っている 女性ホットライン相談窓口の設置を行い相談しやすい環境を整えている
	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	年次健康診断の実施、その他全館禁煙、各階スタッフルーム内職員休憩室の確保など健康への配慮を行っている。

生産性向上 のための取 組	厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている	ガイドラインに基づきチームリーダーを中心に、月1回のスタッフ会議時に課題を抽出し、委員会で業務改善内容を話し合い、活動を行っている
	現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している	毎月行われている委員会で、現場の課題の見える化を行っている
	5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている	各現場、5S活動を実施し、PDCAサイクルを利用し継続して職場環境を整備している
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている	業務の流れを記載したマニュアル、業務割表や業務ノート、PC上でのデータ管理、1日1回の昼礼等で情報共有を行っている
やりがい・ 働きがいの 醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえて勤務環境やケア内容の改善	月1回のスタッフ会議にて情報共有や改善に向けた会議を行っている
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	1日1回の昼礼時、月1回のスタッフ会議、委員会時に、情報を提供し、全職員が閲覧・共有を行っている